

平成 27・28 年度愛知県特別支援教育体制推進事業
特別支援教育推進モデル事業

小・中学校（通常の学級）におけるスキル向上の視点

平成 27・28 年度評価専門員 愛知淑徳大学准教授 佐藤 賢

「発達障害児への対応」は、通常の学級を担当する教員のスキルとしても必要不可欠です。発達障害に関する研修は受講したが、「授業中、席を立ったり走り回ったりして落ち着かない」「黒板の文字が写せない」「話がかみ合わない」「友達とのトラブルが多い」「診断がないので支援員の配置がない」などの困り感が教員から聞かれます。こうした現実は、これまで通常の学級が特別な支援を必要とする子どもの教育を「特殊（な）教育」として、他に任せてきたことによってスキルが醸成しにくい環境にあったことが挙げられます。

そうした中、特別支援教育推進モデル事業として 3 市町に研究委嘱し、通級指導教室のある小・中学校 3 校を発達障害等支援拠点校として、通級による指導を生かすなどし、通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒に対する指導・支援方法について研究してきました。さらに、その成果を各市町村の通級指導担当教員及び通常の学級担任等に広めることで、指導力のさらなる向上を図ることを目的に本モデル事業が推進されました。

このモデル事業を整理することで、次の点が確認できたと思います。

【インクルーシブ教育と多様な学びの場】

インクルーシブ教育システム構築においては、障害の有無にかかわらず、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。そのためには、通常の学級から特別支援教育がスタートするという発想の転換が必要です。

【合理的配慮とユニバーサルデザイン】

合理的配慮を「発達障害のある子どもには必要不可欠な支援、他の子どもにとっては、あると便利で役に立つ支援」と考えると、ユニバーサルデザインの考え方と共通するものがあります。

【教室環境と刺激の調整】

まずは落ち着いた環境を設定することが大切です。教室の中の物品の配置や座席の配慮、掲示物の精選、棚等の目隠し、音刺激、人からの刺激の配慮など、環境調整が支援の基盤となります。

【ルールの明確化と相互理解を図るための工夫】

実行可能な役割とルールの尊厳の確認、個別の目標と協力場面の設定など、全員が守れるルール設定と助ける、助けてもらう場の設定によりクラス内の相互理解を図るための工夫をします。

【スキルの向上】

構造化：見通しの提示（授業の流れ）や始まりと終わり提示、課題の理解、変更の伝達などを可視化して提示します。また、学習内容の細分化やワークシートなどを活用して学習の進め方を分かり易いように工夫します。（場面・時間の構造化）

指示・伝達・説明の工夫：「丁寧に」「きちんと」など、曖昧な表現でなく具体的に指示します。また、情報の伝達は言葉だけでなく可視化（絵、図、カード、板書など）して提示します。

参加できる集団づくり：分からぬ時にヘルプが出せる工夫や作業の補助具の工夫、ペア学習、課題提示の工夫、褒められる場面の設定などにより、成功体験の機会を増やします。学んだことを教師と子どもの一対一の場面だけでなく、学級（集団）の中で生かせるようにすることが大切です。

教師のスキル向上のポイントは、子供が何に困っているかに気づいて理解し、何をどう支援すればよいのかを具体的に計画し、その内容を周りと連携・協力して実施できるかということです。指導事例集がその一助になれば幸甚です。

平成 27・28 年度愛知県特別支援教育体制推進事業
特別支援教育推進モデル事業

特別支援教育の推進 一共生社会の実現に向けた基盤づくりー

平成 27 年度評価専門員 前 愛知教育大学教授 都築 繁幸

平成 27・28 年度のモデル事業は、平成 28 年度から施行されたいわゆる障害者差別解消法を念頭に置き、事業研究構想が作成されました。現在の通級指導教室は、特別な支援が必要な 6.5% の子どものうち、0.5% しかサービスを提供していません。残りの 6% 程度の子どもには、特別な配慮がなく依然として通常の学級にいます。この状況を何とか打開したいという願いの下に、(1) 連続性のある「多様な学びの場」の確保、(2) 発達障害等に係る研修の実施、(3) 個に応じた指導の充実、という三つの視点から実践が展開されました。評価専門員としては 1 年間の関わりでしたが、以下のことを学びました。

- 1) 通常の学級担任(以下、担任)と通級指導教室担当教員(以下、担当者)は意識改革を行う。
- 2) 担任と担当者は、通常の学級と通級指導教室での学びが等質化される環境を設定する。
- 3) 担当者は、自立活動のみ、教科の補充のみと考えるのではなく、学びのニーズを考える。
- 4) 担当者は、担任が個別の教育支援計画を作成する過程において協力し、この計画に基づいて個別の指導計画を立て、実践し、担任にフィードバックする。
- 5) 担当者は、通級指導教室担当教員研修会の報告を職員会議等で行い、情報共有する。
- 6) 担当者は、通級指導教室の教材や支援ツールを常に公開し、担任とともに活用していく。
- 7) 担当者は、「通級だより」(仮称) を発行し、担任及び保護者との情報共有に努める。
- 8) 学校は、通級指導教室で多くの子どもが支援を受けられる仕組みづくりを考える。
- 9) 学校は、保護者が困ったら、通級指導教室で気軽に話し合いができる相談環境をつくる。
- 10) 学校は、どのような子どもに、どのような支援をしていくのかという個別的な観点を教職員間で共通理解し、学校全体で通級指導教室を運営していく。
- 11) 学校は、校内の授業研究会の指導案に合理的配慮の観点を盛り込む。
- 12) 学校は、通級指導対象児童生徒の担任と担当者で共同授業を行える体制をつくる。
- 13) 学校は、保護者、担任、担当者の三者が話し合う機会を設ける。
- 14) 学校は、子どもの良さを担任、教科の担当教員、担当者の三者で情報共有する体制をつくる。

合理的配慮は、特別支援学級や通級指導教室だけで行うのではありません。通常の学級でなされてこそ意味があります。障害に起因する生活制限の壁を除去していくことを公的に確保していくことが障害者差別解消法の趣旨であり、インクルーシブ教育システム構築に向けた基本となります。学校は、子どもの学びにくさ、生活のしづらさを職員全体で汲み取り、その子に提供される支援を包括的に捉え、支援を横断的に行える体制をつくっていくことが求められます。

今後は、本指導事例集の実践を核にして、各校の特徴を生かして、通常の学級と通級指導教室との協働関係を深化させていくことが課題であると考えます。本事業は、特別支援教育を推進しながら、共生社会の実現に向けた基盤づくりを担っていった事業として高く評価されものと考えます。